

指定有害動植物のリスク評価方法

指定有害動植物は、植物防疫法（昭和25年法律第151条）第22条において、「有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」と定義されている。

このことを踏まえ、海外からの侵入病害虫に対する植物検疫措置を設定する際に実施するリスク評価方法を参考として、指定有害動植物のリスク評価方法を整理した。

なお、本リスク評価方法の詳細については、国立研究開発法人農研機構の病害虫の専門家と検討を行った後、都道府県の病害虫防除担当者とも意見交換を行い、了承を得ている。

1 評価方法

(1) 評価 1（国内の分布が局地的ではない）

① 評価基準

ア 分布

○	発生報告がある都道府県が30県以上
△	20県以上
×	20県未満

※ 国へ発生面積等を報告している都道府県の数又は発生予察を実施している都道府県の数

イ 発生面積・被害面積

○	発生面積率10%以上又は延べ防除面積率50%以上
△	発生面積率5%以上又は延べ防除面積率20%以上
×	発生面積率5%未満かつ延べ防除面積率20%未満

② 評価 1 の判定

A	・ ○ 2 個 ・ ○ 1 個、△ 1 個
B	・ ○ 1 個、× 1 個 ・ △ 2 個 ・ △ 1 個、× 1 個
C	・ × 2 個

(2) 評価2 (急激にまん延する)

① 評価基準

ア 増殖度

気象条件等による増殖の程度 (産卵数、世代数など) を評価する。

○	急速に増殖する
△	増殖する
×	増殖速度にほとんど影響がない

イ 拡散性

害虫の場合は、長距離移動性を評価する。

病気の場合は、孢子、風雨、種子等による伝搬性を評価する。

○	害虫：長距離飛翔 (風による移動を含む) 病気：孢子、遊走子、花粉の風による伝搬
△	害虫：短距離飛翔 (数100メートル程度) 病気：孢子、遊走子、細菌の雨滴による伝搬、虫媒伝搬
×	害虫：歩行 病気：種子、土壌、線虫、機械、器具等

② 評価2の判定

A	・ ○ 2個 ・ ○ 1個、△ 1個
B	・ ○ 1個、× 1個 ・ △ 2個 ・ △ 1個、× 1個
C	・ × 2個

(2) 評価3 (農作物に重大な損害を与える傾向がある)

① 評価基準

ア 加害度

農作物の重要性及び被害の様式から、減収又は品質の低下を及ぼす程度について評価する。

○	(ア)、(イ) の積が10点以上
△	(ア)、(イ) の積が5点以上10点未満
×	(ア)、(イ) の積が5点未満

(ア) 農作物の重要性

5	産出額の合計が1,500億円以上
4	750億円以上
3	250億円以上
2	100億円以上
1	100億円未満

※ エの評価が○の場合+1点。ただし、上限を5点とする。

(イ) 被害の様式

3	継続的生産や出荷が一時的であれ不可能になる被害、あるいは、永年性作物の枯死による生産手段の喪失などの被害が報告されている(防除手段としての切り倒し、抜き取りを含む)。
2	枯死にいたる例はないが、品質低下を含む明確な被害が報告されている。
1	明確な経済的被害の報告はない。

※ イの評価が○であり、かつ害虫は、ウイルス媒介及び薬剤抵抗性の両方が報告されている場合+1点、病害は、薬剤抵抗性が報告されている場合+1点。ただし、3点を上限とする。

イ 防除の困難性

ウイルス媒介性、薬剤抵抗性の発達等による防除の困難性を評価する。

○	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤抵抗性発生状況調査の結果、フェーズ3※が報告されている ・薬剤抵抗性の発達リスクが高いもの ・抵抗性を獲得した薬剤数が多いもの ・ウイルスを媒介し、当該ウイルスによる枯死等の大きな被害が報告されている
△	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤抵抗性発生状況調査の結果、フェーズ2※が報告されている ・薬剤抵抗性の発達リスクが中のもの ・ウイルスを媒介するが、当該ウイルスによる枯死等の大きな被害は報告されていない
×	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外

※ フェーズとは、平成23年～25年に農林水産省消費・安全局植物防疫課が実施した薬剤抵抗性の発生状況調査における各都道府県での発生程度。

フェーズ3：薬剤抵抗性が都道府県下で広域に発達。対象農薬の使用について、農家への指導を要する。

フェーズ2：薬剤抵抗性がある程度の面積規模で発達。

フェーズ 1：薬剤抵抗性の発達が一部のほ場にとどまっており、農家への指導の必要性は低い。

ウ 農業者及び関係機関の注目度

平成 26 年度に実施した発生予察情報に関するアンケート等の結果から評価する。

○	・ 農業者及び関係機関の両方から特に注目する病害虫として回答あり ・ 近年の発生・被害状況を踏まえ、極めて注目度が高い病害虫
△	・ 農業者又は関係機関から特に注目する病害虫として回答あり
×	・ 農業者及び関係機関の両方から回答なし

エ 国の施策上の重要性

食料・農業・農村基本計画、果樹農業振興特別措置法、野菜生産出荷安定法、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、お茶の振興に関する法律、花きの振興に関する法律等に掲げる農作物における重要性を評価する。

○	当該作物における重要な病害虫である
×	上記以外

② 評価 3 の判定

A	・ アが○ ・ アが△、かつイ、ウのいずれか 1 つが○
B	上記以外

2 総合評価

評価 1 から評価 3 の判定結果から総合的に判定する。

○	評価 3 が A、かつ評価 1 又は評価 2 が A であり、C がない。
×	上記以外

3 指定有害動植物への指定方法

総合評価が○となったものについて、作物と病害虫の組合せで指定有害動植物として指定する。ただし、長距離飛翔する広食性の害虫については、害虫の種名（類）のみで指定する。